

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 2月16日から平成30年 3月 1日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総務部総務課及び財政課

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成29年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 総務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 価格の総額が50万円を超えると見込まれる単価契約において、予定価格が定められていないものがあった。

(イ) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除に関する根拠条文の記載のないものや、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった

(ウ) 入札によらず、不明確な根拠により随意契約をしているものがあった。

(エ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものが散見された。

イ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものが散見された。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を、また、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

ウ 週休日の振替で、「西尾市職員の手引きについて」の中で示された取扱いでは、1日単位の振替を半日ずつ振替えることはできないとなっているが、半日ずつ振替えされているものがあった。職員の勤務時間、休暇等に関し、適切な事務処理をされたい。

エ 年次、病気及び特別休暇の承認、出張命令及び復命の受理、職務専念義務の免除並びに時間外勤務命令における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者になっているものや専決者を誤っているものが散見された。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

(2) 財政課

ア 年次休暇の承認、出張命令及び復命の受理並びに休日勤務命令における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者になっているものや専決者を誤っているものが散見された。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。